令和８年度第１回仙台市子ども・子育て会議　会議録

１　日　時　　令和８年７月 29 日（水）10 時 00 分～12 時 00 分

２　会　場　　仙台市役所本庁舎８階　第１委員会室

３　委　員　　委員数 25 名　（出席委員 21 名、欠席委員４名）

（1）出席委員　　飯島典子会長、若林緑副会長、阿部亜希子委員、猪股佳子委員、大橋雄介委員、菊地史朗委員、菊池正隆委員、木村倫子委員、酒井未帆委員、佐藤富美子委員、瀬戸理音委員、髙橋千枝委員、丹野由紀委員、千葉亨委員、中川香苗委員、中條めぐみ委員、野崎義和委員、藤田毅委員、藤原幾磨委員、山田洋子委員、山本信委員

（2）欠席委員　　阿部祥大委員、木村ひろみ委員、齋藤礼子委員、髙橋香子委員

４　会議録署名委員　　大橋雄介委員、菊池正隆委員

５　議　事

（1）報告事項

①令和８年度仙台市こども若者局の組織・予算・主要事業について

②令和７年度認定こども園認可及び教育・保育施設等確認に関する審査部会の審議状況について

③「せんだいこども若者プラン 2025」における数値目標の一部修正について

（2）協議事項

①「仙台市子ども・子育て会議運営要領」の改正について

②「仙台市子ども・子育て会議　認定こども園認可及び教育・保育施設等確認に関する審査部会運営要領」の改正について

③保育提供体制の確保のための実施計画及び整備計画について

④（仮称）西公園屋内遊び場の整備について

⑤令和８年度の審議スケジュールについて

議事要旨

１　開会

２　こども若者局長挨拶

３　委員紹介

４　議事

（1）報告事項

①令和８年度こども若者局の組織・予算・主要事業について

資料１－１、資料１－２に基づき、総務課長が説明。

②令和７年度認定こども園認可及び教育・保育施設等確認に関する審査部会の審議状況について

資料２、資料２別紙１、資料２別紙２に基づき、幼保企画課長が説明。

（質疑応答）

大橋委員：資料１－２の５ページ目に記載の新規事業「中高生年代の居場所づくりモデル事業」について伺いたい。中高生の居場所が増えていくことは、好ましいことだと考える。一方で、児童館についても中高生の利用を増やしていくという方針があると認識している。この２つの事業について、どのように棲み分けをし、モデル事業に取り組んでいるのか。

こども若者政策課長：中高生年代の居場所づくりモデル事業は、既存の公共施設の空きスペースなどを活用し、中高生年代が居心地よく自由に過ごせる居場所を拡充していくという目的のもと取り組んでいるものである。児童館の活用については、今後検討してまいりたい。

児童クラブ事業推進課長：中高生年代に限らず、居場所は複数の選択肢がある方が望ましく、こどもたちが自分に合う居場所を選ぶことができる環境をつくっていくことが重要であると考えている。児童館は小学校区ごとに概ね１か所ずつ整備を終えており、一番身近な居場所になり得る場所である。中高生を含めた居場所の確保や事業の充実に引き続き取り組みたいと考えている。なお、中高生年代の居場所づくりについては、児童館は児童クラブ事業の比重が高いという現状を踏まえ、児童館にとどまらない居場所の確保が必要と考え、局としてモデル事業に取り組んでいるものである。

山本委員：資料１－２の６ページ目に記載の「５歳児健康診査モデル事業」について、就学時健診との棲み分けや実施時期など、どのように進めていくのか伺いたい。

参事兼こども家庭保健課長：今年度は、宮城野区にお住まいの令和８年 10 月から 12 月の間に満５歳に到達するお子さんを対象に実施する予定である。その検証を踏まえ、令和９年度から全区において本格実施することを目指している。年中児を対象としており、登録医療機関において受診いただく個別方式により実施する。現在、10 月からの実施に向けて準備を進めているところである。就学時健診は、就学に向けて一般的な健康診断を行うものであるが、５歳児健診については、就学に向けた準備を行うという観点を踏まえ、身体全体の状態に加え、発達の特性や課題についても確認する総合健診と位置づけている。

藤原委員：「５歳児健康診査モデル事業」について、国では以前から動きがあり、宮城県内の市町村でもすでに取り組んでいるところがある。仙台市は少し遅いスタートであるが、ぜひどんどん進めていただきたい。

瀬戸委員：資料１－２の１ページ目に記載の「ヤングケアラー実態調査」について、市内７校において実施ということであるが、具体的にどちらの学校か。選定理由についても併せて伺いたい。

子育て安心課長：令和８年度はモデル事業として、小学校３校、中学校３校、高等学校１校、いずれも仙台市立の学校において行うが、学校名は公表していないところである。調査の結果により、ネガティブなイメージが生じる可能性を踏まえ、学校名を非公表としている。また、選定理由については、ヤングケアラーの有無や多寡によるものではなく、各区や地域のバランスのほか、児童・生徒数などを考慮したものである。

阿部委員：「ヤングケアラー実態調査」は潜在的なニーズがあったことにより実施するものか。調査に至った経緯を伺いたい。

子育て安心課長：「ヤングケアラー」は、令和６年に法律により定義されたものである。こども家庭庁から対応方針等が示され、法においても国や地方自治体、関係機関はヤングケアラーの支援に努めなければならないとされている。本市においては令和３年度に無記名式の実態調査を行ったところであるが、ヤングケアラーの実態把握は全国的な課題であり、国から、“無記名式ではなく個人が特定されるような方法により把握し、支援につなげることが重要”という通知が発出された。これを受け、より積極的にヤングケアラーの把握に努めるため、個人が特定できる方法による調査をモデル事業として実施するに至ったものである。

阿部委員：具体的な調査の方法を教えていただきたい。

子育て安心課長：学校において調査を行う予定である。こどもたちが１人１台貸与されている端末（chrome book）を活用する。氏名ではなく、出席番号などの入力により個人を特定することを考えている。

飯島会長：「せんだいこども若者プラン 2025」を作成するにあたり当事者調査が行われたと思うが、その調査では記名式ではなかったために、おそらくヤングケアラーではないか、という数字が出ていたものの特定できない部分もあった。それを踏まえ、今回は個人を特定でき得る方法により調査を進めていると理解しているが、よろしいか。

子育て安心課長：そのとおりである。

藤田委員：資料１－２の７ページ目に記載の「子育て短期支援事業」について、令和７年度から令和８年度にかけて予算が大幅増になっている。内訳について伺いたい。

子育て安心課長：令和７年度当初予算 112 万２千円、令和８年度 310 万円ということで、３倍近く増額しているように見えるが、令和８年度については、子育て短期支援事業にかかるすべての金額であるものの、令和７年度については、里親家庭への委託にかかる金額のみを記載していることによるものである。令和６年度に、それまで児童養護施設等による受入れのみであったところ、里親家庭への委託を開始したことから、令和６年度と令和７年度については、里親への委託にかかる金額のみを拡充分として記載していたが、今年度は里親への委託が３年目を迎え、定着してきたことを踏まえ、事業全体の予算額を記載している。令和７年度から令和８年度にかけて大幅な増額となったものではない。

藤田委員：子育て短期支援事業については、こどもたちが夏休みに入り、各区から１日あたり３～４件、利用にかかる問い合わせが児童養護施設に寄せられている。里親家庭への委託も拡充が図られているところではあるものの、受入れに限界がある。一度お断りしても、“なんとかならないか”と、再度連絡が来るケースがあるほか、７月の時点において、９月、10 月の利用についての問合せもある。ショートステイ（子育て短期支援事業）のための部屋の確保や専従職員を配置できる状況ではなく、現場の職員に加え、本来業務ではない専門職の職員が、時間を割いてその対応にあたっている。ショートステイによる受入れを断り続けると、一時保護という行政処分に話が及ぶケースも珍しくない。利用されるご家庭の状況は非常に切迫していることが多いため、児童養護施設としては、できる限りの受入れについて努力しているところである。里親による受け皿が増えているとは思うが、受入れを断る件数が非常に多いという実態に対して、そろそろ対策が必要ではないか。

子育て安心課長：本事業の重要性については、これまで複数の委員からご意見をいただいており、今年度、各区においてお断りしている件数等についての調査を始めたところである。実態を踏まえながら、どのような事業拡充が可能なのか、児童養護施設のみなさまと協議をしながら真摯に考えてまいりたい。

③「せんだいこども若者プラン 2025」における数値目標の一部修正について

資料３に基づき、参事兼こども家庭保健課長が説明。

（質疑応答）

若林副会長：「母親・両親教室」に夫婦で参加している方が一定数いるということは理解したが、そもそも妊婦のうちどのくらいの方が参加しているかが大事である。参加できなかった人を考慮した数値についての検討も必要ではないか。

野崎委員：数値の算出に当たり、配偶者のいない妊婦はどのように取り扱っているか。

参事兼こども家庭保健課長：算定の考え方としては、全体数は組数で考えており、１人で参加した方も２人で参加した方も１組と数えている。

野崎委員：いわゆるシングルマザーの存在についての質問である。配偶者がいない、婚姻していない方も参加している場合があるのではないか。

参事兼こども家庭保健課長：シングルマザーの方も当然参加しているケースはあり、算定の基礎数に含めている。

野崎委員：子育てにおいて様々な支援を特に必要とすると思われるのが、いわゆるシングルマザーと呼ばれる方だと考える。そういう方々が、積極的に参加することはとても大事である。一方、その参加が増えると、この算定方法の場合、夫婦で参加した割合が減ることが懸念されるが、どのように考えているか。

参事兼こども家庭保健課長：シングルマザーの方にも教室に参加いただきたいと考えている。この数値目標を設定した趣旨は、父親の育児参加促進という点にあり、なるべく多くの父親の参加を目指しつつも、そういったシングルマザー等、さまざまな事情がありながら１人で参加する方がいることも想定し、100％ではなく、90％に目標設定しているところである。

野崎委員：シングルマザーの方が参加すればするほど、夫婦で参加している方が増えているにもかかわらず、見かけ上、数値が下がることになる。現状と実際の数値の表し方に乖離があるのではないか。本来意図していたものとは違う結果にならないよう、例えば、シングルマザーの方はシングルマザーの方で、算定の方法を考えるなどの工夫が必要ではないか。シングルで子育てしている方の存在をあまり想定していないような見方にもつながりかねない。

こども若者局長：若林委員からのご指摘にもあったが、参加すべき方が参加しているのかという全体像が見えないと、この目標値についても適正な数値であるか判断し難いと受け止めた。今後、ご指摘があった全体像についてもお示ししながら説明する機会を捉えてまいりたい。

飯島会長：実態に則した数値を整理していただくよう、よろしくお願いしたい。

(2) 協議事項

①「仙台市子ども・子育て会議運営要領」の改正について

資料４－１、４－２、４－３に基づき、総務課長が説明。

②「仙台市子ども・子育て会議　認定こども園認可及び教育・保育施設等確認に関する審査部会運営要領」の改正について

資料５－１、５－２、５－３に基づき、幼保企画課長が説明。

③保育提供体制の確保のための実施計画及び整備計画について

資料６－１、６－２、６－３、６－４に基づき、幼保企画課長が説明。

④（仮称）西公園屋内遊び場の整備について

資料７に基づき、子育て応援都市推進課長が説明。

（質疑応答）

菊池委員：施設全体の運営において、猛暑や酷暑を大変心配している。対策として、室内と施設周辺で考えていることはあるか。伺いたい。

子育て応援都市推進課長：猛暑や荒天時に遊べることも屋内遊び場の機能の一つと考えている。ご指摘のとおり熱中症や猛暑対策は必要と考えており、現在基本設計を終えた段階であるため、実施設計の中で詳細を検討する予定である。屋内であれば水分補給できる場所、屋外であればミストを設けるなど、検討したいと考えている。運営においても、そのような点をしっかり管理できるよう、今後の管理運営計画の策定において、検討してまいりたい。

中川委員：子育て世代の一人として、周囲からも期待の声を聞いているところである。資料を拝見し、施設の設計、遊びのゾーンなどのイメージも見えてきたと感じた。利用料について、市内の小学生以下は無料と聞いており、金銭面における利用のしやすさの配慮をありがたく感じている。一方、こどもが安心して利用するうえでは、施設のハード面だけでなく、ソフト面も非常に重要である。今年度は管理運営計画の策定を予定しているということだが、ハード面が大分できあがっている中で、ハード面とソフト面が両輪で動くよう連携しているか、伺いたい。

子育て応援都市推進課長：ご指摘のとおり、基本設計として施設の大枠が決まっている段階ではあるが、今年度は並行して管理運営計画の策定を予定している。運営が想定される団体や専門家の方々に改めて運営面にかかる意見を伺いたいと考えている。設計における検討においても意見を反映できるよう進めてまいりたい。

藤原委員：連絡橋について伺う。資料７の 14 ページ目に「バリアフリー化を図る高低差に対応した」と記載があるが、連絡橋は傾斜のない設計という理解でよいか。

子育て応援都市推進課長：お見込みのとおりである。車いすやベビーカーを利用する方でも簡単にアクセスできるよう計画している。連絡橋から施設の屋上にアクセスし、屋上からエレベーターを利用して正面の入口に降りるという動線を確保している。

藤原委員：このイメージ図を見ると、連絡橋は幅が広くて長い。お子さんが走ることが想定される。柵のようなものが見受けられるが、安全面は考慮されているか。

子育て応援都市推進課長：資料は現段階のイメージであるが、こどもが乗り上げて落ちることがないよう、手すりの高さなど十分に考えたい。また、柵については、現在は透明のものとして設計しているが、高さのある連絡橋のため、透明が妥当かという点についても、今後しっかり検討していきたい。

猪股委員：かなり具体的になってきたという実感がある。地下鉄を利用して来場者を集めたいものと思うが、駐車場に関しては、優先的な駐車場が近場に設けられるということか。また、立体駐車場はどこに何台分を整備する予定か教えていただきたい。

子育て応援都市推進課長：資料７の８ページ目に配置計画を掲載している。右側の図の上部に「立体駐車場」と記載がある場所に整備を予定しており、立体化する予定。約 200 台程度を確保する計画である。優先的な利用枠の設定や駐車料金については、今後、管理運営計画の策定の中で精査する。子育て家庭にとっての使いやすさを踏まえ、多くの方に使っていただけるよう整理していきたい。

中條委員：乳幼児の来場が多く見込まれると思うが、授乳室は一度に何名利用できる設計か。併せて、トイレ、オムツ替えスペースについても、一度に何名利用できるか伺う。また、基本設計の中に、防災的なコンセプトが見当たらないが、例えば、地震発生時、こどもを中心にシェルターのような形にできるのか。また、多くの来場者がいるときに発災したときのコンセプトについても伺いたい。

子育て応援都市推進課長：授乳室やトイレの数については、今後精査していくところである。基本設計においては、各階に２部屋の授乳室を個室として設けている。男性でも入りやすいよう、女性トイレの奥に設置するという計画にはしておらず、外側からも入れるようにしている。トイレの数についても、必要な台数は設けており、女性トイレは各階４つずつ、加えて、キッズトイレを各階に小便器２つ、大便器２つを設けているところである。現状において見込んでいる利用者数に対して十分な数を設置する計画ではあるが、昨今、女性トイレが不足していると言われていることから、今後きちんと精査してまいりたい。また、防災面について、災害発生時における避難誘導等の対応については、今年度の管理運営計画の検討の中で整理する予定である。災害時の子育て家庭向けの避難場所としての機能については想定していないところではあるが、きちんと避難誘導ができる体制の構築やマニュアルの整備などを進める必要があると考えている。

⑤令和８年度の審議スケジュールについて

資料８に基づき、総務課長が説明。

（質疑応答）

飯島会長：ただいまの説明についてのご質問等がなければ、これまでのご説明いただいた事項、またはそれ以外の事項について、委員のみなさまからご意見やご質問があればお願いしたい。

菊池委員：市内の乳幼児、教育・保育施設のうち、夜間対応している施設や 24 時間対応している施設について、利用状況や運営上の指導、支援についてお聞かせ願いたい。

運営支援課長：夜間対応している施設やベビーホテルなどと言われる 24 時間対応の施設については、認可外保育施設という類型の中で、運営支援課において指導監査などを行っているところである。認可外保育施設については、設置の際に登録いただいており、その段階での利用状況は把握しているが、認可保育施設のような毎月の利用状況報告までは求められていないため、現時点における利用者数については数字を持ち合わせていない。お子さまをお預かりする施設という観点から、仙台市として適切な指導、運営の助言を行っていきたいと考えている。

菊池委員：助成金などの支援について、認可保育施設との格差や違いは生じているか。一定数の利用者がおり、過酷な環境が想定されるが、配慮はあるか。目が届かないところがあるので、今後の対策を含めてお伺いしたい。

認定給付課長：認可外保育施設に対する補助金について、夜間保育や時間外保育に対するものは設けていないところである。財源が必要になることでもあるため、総合的に勘案しながら進める必要があると考えている。引き続き勉強してまいりたい。

菊池委員：補助が少ないということは利用単価が上がるなど保護者の負担に影響する。もう少し掘り下げて実態調査を行い、仙台市独自の施策や補助について検討してはどうか。

認定給付課長：利用料については、認可外保育施設であっても３歳児以上は国の幼児教育・保育の無償化の対象である。また、０歳児から２歳児について、今年９月から実施する第２子以降無償化では認可外保育施設も対象としている。まずは、これらの取り組みにより対応したいと考えている。

藤原委員：資料１－２の７ページ目に記載の「こども医療費助成」について伺いたい。今年度は 44 億円ほどの予算であり、昨年度から大きく増額している。さらに「こども医療費助成の拡充」として、別建ての予算もある。小児人口が減っている中で、こども医療費助成にかかる予算が増額されている理由をお聞かせいただきたい。

こども支援給付課長：こども医療費助成については、令和８年４月から対象年齢を中学３年生から高校生年代まで拡大しており、利用者一部負担金の 500 円についても廃止したところである。この拡充は、子育て世帯の経済的負担のさらなる軽減のほか、すべてのお子さんが安心して医療を受けられる環境を整備することを目的としている。対象年齢を高校生年代まで拡大すること、利用者一部負担金を廃止することにより、より多くの子育て世帯が、医療費の心配をすることなく、必要な医療サービスを受けられるようにと考えたものである。これにより、子育て世帯の家計を支援し、こどもたちの健やかな成長を後押しし、安心して子育てができるまち・仙台としての魅力を高めることにつながるものと考えている。

藤原委員：別建てで「こども医療費助成の拡充」にかかる予算があることに加え、こども医療費助成本体の予算も増額している理由をお聞きしたい。

こども支援給付課長：「こども医療費助成」の予算については、システム改修費などの一時的な経費が必要になることから増額したものである。

藤原委員：３億円ほど増額されている。市民の目線に立って考えると、きちんとした説明が必要だと思い、質問したところである。

飯島会長：評価するにあたり、もう少し具体的に、どのような目的でこれほどの金額が増えているのかお伝えいただきたい。委員が理解できなければ、市民はもっと分からない。

こども若者局長：委員のご質問は、少子化により対象となるこどもの数が減っている中において、拡充ではない部分についても増額しているのはなぜか、というものと受け止めている。先ほどシステム改修費についての話もあったが、改めて内訳を確認し、報告申し上げたい。

若林副会長：乳幼児医療については、全国的に拡充傾向ではあり、所得制限がないことなどによって本来必要ではない方も受診しているという問題も出ている。今回の拡充によって良いことも多くあると思うが、拡充するにあたっては、受診人数が増えているか等も踏まえ、どのような方針のもと進めていくのか、議論していく必要もあると考える。

飯島会長：この件については、もう少し数字の整理をしていただき、次回の会議で説明いただくこととしたい。

中條委員：資料２－１の１ページ目に記載の「ヤングケアラー実態調査」について、ヤングケアラーを把握した後に家庭の支援につなげるという話であったが、これまで学校は家庭の事情には入り込めないところであった。現時点において、どのような支援の方法を想定しているかお聞きしたい。同じく資料２－１の７ページ目に記載の「妊産婦等生活援助」について、支援の必要性が高い妊産婦に対して、通所または入所により支援するということで予算が措置されているが、新しく入所する施設を用意するのか。また、支援の必要性が高いと判断するのは誰か。支援を必要とする方が支援を求めないことが非常に多くあるため、どこで判断をするのか伺いたい。資料６－３について、「３.取り組んでいる内容」の中に「若手保育士等に対する本市独自の助成」とあるが、施設に対する助成なのか、それとも若手保育士本人に対する助成なのか伺いたい。

子育て安心課長：委員ご指摘のとおり、学校は家庭への介入が難しいことから、これまでは支援にためらうケースもあったと承知している。「ヤングケアラー実態調査」については、委託事業として実施する予定であり、NPO 法人アスイクへの委託が決定している。アンケート結果によりヤングケアラーと思われる児童生徒を把握した場合、こどもの状況に応じながら、委託事業者がこどもと面談を行うこととしており、その結果、家庭への支援が必要となった場合には、学校、区役所こども家庭センターが連携のうえ、家庭への支援につないでいきたいと考えている。また、「妊産婦等生活援助」については、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行い、先日、委託事業者が決定したところである。事業者には地域で一軒家を借り上げていただき、その一軒家において入所等の支援を行うことを想定している。国の補助事業を活用するにあたり、３名の職員を雇用しなければならず、予算額の大半を人件費が占めている。委員ご指摘のとおり、行政につながっていただきたい妊産婦ほどつながらないジレンマがある。支援の必要性の高い妊婦とは、児童福祉法に規定される「特定妊婦」のことであり、妊娠期から出産後まで継続して支援が必要と思われる妊婦であるが、そのような方を把握することは難しい。区役所などにおいてすでに把握している特定妊婦のほか、医療機関から紹介いただくことを考えている。

認定給付課長：保育士の処遇改善等については、国の制度に基づいて行っているところであるが、通算経験が３年未満の若手保育士については、国の制度の対象ではないため、本市独自で助成を行っているものである。施設を通じて補助金を請求するものとしているが、実際に対象となる職員の方に対して定額が支給されるように広報しており、その旨も確認している。また、同資料に記載がある保育士宿舎の借り上げや保育士資格等の取得に対する助成については、施設に対して行うものとしている。

飯島会長：ほかにご意見等がなければ、以上で本日の議事を終了とする。母親・両親教室の参加数の取扱い及びこども医療費助成の拡充については、次回の会議における説明に向けて準備等よろしくお願いしたい。

５　閉　会

以上